

藤沢市準用河川占用料徴収条例の一部改正について  
藤沢市準用河川占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例  
藤沢市準用河川占用料徴収条例（平成11年藤沢市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法律第167号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条中「河川法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

第3条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、占用の許可の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条を次のように改める。

（占用料の徴収方法）

第4条 占用料は、当該占用に係る許可をした日の翌日から15日以内に、市長の発する納入通知書により一括して徴収する。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、占用の期間が2以上の年度にわたる場合の占用料については、各年度において、当該年度分を徴収することができる。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、占用料が特に多額であることその他の理由により、占用者が一時に占用料の全額を納付することが困難であると認めるときは、納期限を別に定め、又は占用料を当該年度において3回以内に分割して徴収することができる。

第6条を第8条とし、同条の前に次の2条を加える。

(占用料の不返還)

第6条 既納の占用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 占用者の責めに帰さない理由により占用することができなくなったとき。
- (2) 占用の期間の開始日の前日までに、占用の許可を取り消したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めたとき。

(延滞金)

第7条 占用料を納期限までに納付しない者に対しては、藤沢市税外収入金に関する延滞金条例（昭和38年藤沢市条例第22号）の規定を適用し、延滞金を徴収する。

本則に次の1条を加える。

(過料)

第9条 詐欺その他不正の行為により、占用料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円）以下の過料に処する。

別表中	790円	を	950円	に、
	1,370円		1,650円	
	2,140円		2,540円	
	2,900円		3,420円	
	930円		1,480円	
	1,500円		2,360円	
	2,070円		3,240円	
	160円		150円	
	21円		20円	

外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	180円	を
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		200円	
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		220円	

外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	340円
外径が0.4メートル以上のもの	710円

外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	70円
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		90円
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		140円
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		180円
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		270円
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		360円
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		620円
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		890円
外径が1メートル以上のもの		1,770円

に、

6,460円	を	5,880円	に改める。
2,330円		2,360円	
970円		840円	

#### 附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、河川法（昭和39年法律第167号）の規定により土地の占用の許可を受け、かつ、当該許可に係る期間のうち同日以後の期間に係る占用料を納付している者の当該納付している期間に係る占用料については、改正後の藤沢市準用河川占用料徴収条例の規定にかかわらず

ず，なお従前の例による。

#### 提案理由

この条例を提出したのは，本市の道路占用料の額を改定し，併せて道路占用料の徴収方法を改めることとしたため，これに準じて準用河川の占用料を改定するとともに準用河川の占用料の徴収方法を改める等の必要による。